

香南清掃組合旧ごみ焼却施設解体撤去工事
入札説明書

令和5年9月
香南清掃組合

目次

第1章 工事概要	1
1. 工事名称	1
2. 工事場所	1
3. 面積	1
4. 対象施設概要	1
5. 工期	1
6. 予定価格	1
7. 最低制限価格	1
8. 工事発注方式	1
9. 工事範囲および内容.....	1
(1) 解体撤去工事	2
(2) 汚染物除去工事	3
(3) ダイオキシン類ばく露防止対策.....	3
(4) 汚染物及び解体廃棄物の処理・処分.....	3
(5) 解体跡地整備	3
第2章 入札参加資格に関する事項	4
1. 入札参加資格	4
(1) 全ての構成員に対する条件	4
(2) 企業体の代表構成員に対する条件	5
(3) 企業体の代表構成員以外の構成員に対する条件	6
2. 入札参加申し込みの受付.....	7
(1) 受付場所	7
(2) 申込受付期間	7
(3) 提出書類	7
(4) 提出方法	8
(5) 技術提案に係る留意事項.....	8
(6) その他	8
3. 入札参加確認通知.....	8
4. 入札参加できないと決定した者に対する理由の説明.....	9
第3章 落札者等決定	10
1. 現場説明会の実施.....	10
2. 発注仕様書等に関する質問及び回答.....	10
3. 入札の提出期間、提出場所及び提出方法.....	10
4. 工事費内訳書の提示.....	10
5. 開札の日時及び場所.....	11

6.	入札の無効	11
7.	落札者の決定	11
8.	入札の辞退	12
9.	その他	12

第 1 章 工事概要

1. 工事名称

香南清掃組合旧ごみ焼却施設解体撤去工事

2. 工事場所

高知県南国市廿枝 1455

3. 面積

敷地面積 : 19,590.91m² (現ごみ処理施設含む)

本工事対象建物面積 : 2,044.17m² (旧ごみ焼却施設建物)

本工事対象延床面積 : 4,132.85m² (旧ごみ焼却施設建物)

4. 対象施設概要

施設名 : 香南清掃組合旧ごみ焼却施設

処理能力 : 160t/日(80t/24h×2 炉)

処理方式 : 全連続燃焼式ストーカ炉

竣工 : 平成 3 年 10 月

使用廃止日 : 平成 29 年 3 月 31 日

5. 工期

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

6. 予定価格

事後公表

7. 最低制限価格

金額については、事後公表であるが、予定価格の 2 / 3 の金額 (ただし、1 万円未満は切り上げる)

8. 工事発注方式

この工事は、本組合が示した仕様及び性能等に基づき、入札参加を希望する者から入札前に設計及び施工方法に関する提案 (以下「技術提案」という。)を受け、発注者の審査によって妥当と認められた技術提案の提出者を対象に、当該提案をもとに価格競争入札を実施し受注者を選定する、設計・施工一括発注方式とする。

なお、この工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「企業体」という。)による共同施工方式とする。

9. 工事範囲および内容

本工事の工事範囲は以下に示すとおりとする。なお、本工事は設計・施工一括発注方式であるため、受注者は本説明書及び図面に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事及びその費用、並びに工事の性質上、当然必要とされる全ての工事及びその費用は、受託者が全て負担しなければならない。

(1) 解体撤去工事

① 解体対象施設概要（建築物）

■ 旧ごみ焼却施設工場棟（管理棟含む）

建築面積	2044.17 m ²
延床面積	4,132.85m ²
主体構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数	地下1階、地上7階
高さ	最高高さ：28.3m、軒高：26m
階別面積	地階：248.10 m ² 1階：1793.14 m ² 中2階：51.43 m ² 2階：990.23 m ² 3階：307.71 m ² 5階：442.35 m ² 6 (CG)階：140.93 m ²

■ 旧ごみ焼却施設トラックスケール

建築面積	20.69 m ²
延床面積	20.69m ²
主体構造	鉄骨造
階数	1階
高さ	最高高さ：4.73m、軒高：4.5m

■ 旧ごみ焼却施設煙突

構造種別	鋼製内部2本集合煙突
高さ	煙突：59m、RC外筒：57.5m
主体構造	鉄骨造

② 解体対象施設概要（プラント設備）

受入供給設備	投入扉、ダンピングボックス、ごみクレーン、防臭剤噴霧装置、防虫剤噴霧装置、トラックスケール
燃焼設備	投入ホッパ、乾燥ストーカ、燃焼ストーカ、後燃焼ストーカ、助燃装置
冷却設備	水噴射式ガス冷却室
排ガス処理設備	電気集塵機、有害ガス除去装置

排水処理設備	ごみピット排水処理設備、プラント排水処理設備、生活排水処理設備
余熱利用設備	温水発生器、温水タンク
通風設備	押込送風機、冷却用送風機、白煙防止用送風機、燃焼用空気予熱器、白煙防止用空気予熱器、誘引送風機、スートブロワ、煙道・風道、煙突
灰出し設備	落下灰コンベヤ、灰押出装置、灰出しコンベヤ、灰分散機、GAHダスト搬出コンベヤ、灰クレーン、ダスト搬出装置、飛灰加湿装置
電気設備	受変電設備、低圧配電盤、動力制御設備、非常用発電機、無停電電源装置
計装設備	監視操作盤、ITV 設備、各種制御装置、データ処理設備、

③ 解体対象施設（その他）

東側築山	面積 約 33m ²
南側緑地帯	一部を撤去 撤去部分面積 約 600m ²
南側緑地帯 2	面積 約 20m ²

(2) 汚染物除去工事

- (1) 汚染物除去工（機器設備・建屋内除染・清掃及び除染排水処理設備等を含む）
- (2) アスベスト含有建材及び部品等撤去工

(3) ダイオキシン類ばく露防止対策

- (1) 保護具等
- (2) 集じん機、セキュリティー設備
- (3) 測定機器

(4) 汚染物及び解体廃棄物の処理・処分

- (1) 廃棄物運搬・処分工（除染排水及び排水処理汚泥を含む）

(5) 解体跡地整備

- (1) 構造物撤去後の空隙の良質土による埋戻し
- (2) 縁石、雨水側溝及び柵の復旧、補修
- (3) アスファルト舗装（舗装仕様は既設駐車場と同等とする）

第2章 入札参加資格に関する事項

1. 入札参加資格

入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）は、次に掲げるとおり。

（1）全ての構成員に対する条件

- ① 2者の組合せによる企業体で施工すること。また出資率は20パーセント以上であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の（ア）から（オ）の要件に該当する者でないこと。
 - （ア）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - （イ）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - （ウ）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - （エ）会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - （オ）銀行取引停止処分がなされている者
- ④ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連ある建設業者でないこと。「当該工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

広島県広島市中区広瀬北町3番11号

株式会社東和テクノロジー 代表取締役 友田啓二郎

「当該受託者と資本・人事面において関連ある建設業者」とは、次の（ア）又は（イ）に該当する者である。

- （ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - （イ）建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ⑤ 申請書及び資料の提出期限の日から契約締結時までの期間に、本組合から工事請負契約に係る入札参加停止を受けていないこと。また、国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていないこと。
 - ⑥ 次のいずれかに該当しないこと。
 - （ア） 契約の相手方における次の1）から4）までに掲げる者（以下「役員等」という。）が暴力団員等であると認められる者
 - 1）法人にあっては、役員（非常勤を含む。）、支配人、支店長、営業所長

その他これに類する地位にある者又は経営若しくは運営に実質的に関与している者

2) 法人格を有しない団体にあつては、代表者又は経営若しくは運営に実質的に関与している者

3) 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）

4) 共同で事業を行う目的をもって形成された団体にあつては、その構成員

(イ) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながらその者を使用し、又は雇用していると認められる者

(ウ) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 企業体の代表構成員に対する条件

- ① 出資比率が構成員中最大であること。
- ② 令和4・5年度香南清掃組合建設工事入札参加資格者名簿において「土木一式工事」または「建築一式工事」の登録を受けている者であること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による解体工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 結果通知日が令和5年3月31日までにある最新の経営事項審査結果通知書の解体工事に係る総合評定値が、900点以上であること。また、その経営事項審査結果通知書の審査基準日以降に会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、併せて手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査結果通知書の解体工事に係る総合評定値が900点以上であること。
- ⑤ 過去15年間で、国又は地方公共団体（一部事務組合を含む）が発注した、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日基発第401号の2）に基づいた、一般廃棄物焼却施設の解体工事の元請け施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。

- ⑥ 次の基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - (ア) 土木一式工事または建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - (イ) 配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)があること。

(3) 企業体の代表構成員以外の構成員に対する条件

- ① 令和5年度高知県内建設工事資格者名簿に記載されている者で、土木一式工事、建築一式工事または解体一式工事に係るランクがA等級であること。
- ② 建設業法第15条の規定による解体工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 当該工事(土木一式工事または建築一式工事)に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を工期開始日から専任で配置できること。その専任の技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が入札参加申込日以前に3か月以上あること。

2. 入札参加申し込みの受付

入札に参加を希望する者は、次のとおり提出すること。

(1) 受付場所

香南清掃組合 事務局

(2) 申込受付期間

令和5年10月23日から令和5年11月6日までの午前8時30分から午後4時まで

(3) 提出書類

① 特定建設工事共同企業体（JV）結成届及び一般競争入札参加申込書

② 同種工事施工実績調書

第2章 1.(2)⑤に係る請負契約書又はコリンズの実績データ、企業体の協定書並びに工事の内容及び完成が確認できる書類を添付すること。また、資料は写しとする。

③ 主任（監理）技術者等の資格

配置予定技術者の免許等が確認できる書類、雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等）、配置予定技術者が建設業法第7条第2号又は第15条第2号の営業所における専任の技術者でない者であることが確認できる資料（専任技術者証明書（新規・変更）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第8号）、建設業許可の更新を行っている場合は専任技術者一覧表（建設業法施行規則別記様式第1号別紙四））等を添付すること。また、資料は、写しとする。）

複数の候補技術者を配置予定技術者とする場合においては、複数の配置予定技術者を記入することができる。この場合、契約締結時に候補者の中から配置予定技術者を選択し、その旨を書面で提出すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申込書を提出した者は、直ちに入札辞退届を提出すること。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、適正な措置を行うことがある。

④ 技術提案書

⑤ 建設業許可通知書の写し

⑥ 経営事項審査結果通知書

代表構成員にあつては、結果通知日が令和5年3月31日までにあるもの及び最新のものの写し。他の構成員にあつては最新のものの写し。

- ⑦ 使用印鑑届
- ⑧ 企業体の協定書の写し
- ⑨ 委任状（入札代理人）
- ⑩ ホームページにて様式例として示したものは、内容を具備していれば、任意の様式でも可とする。

（４） 提出方法

提出書類を直接持参すること。その他の方法は認めない。

（５） 技術提案に係る留意事項

- ① 発注仕様に関して発注者が示した発注仕様書に基づき、施工方法や安全対策等についての技術提案書の提出を求める。技術提案書の様式は自由とするが、以下の内容を含めること。
 - (ア) 仮設計画図（作業場所の分離・養生、土間養生、排気処理設備、排水処理設備等の仕様及び配置計画）
 - (イ) 管理区域計画図
 - (ウ) 解体計画図
 - (エ) 環境保全対策
 - (オ) 安全対策
 - (カ) 工事工程表
 - (キ) 地域貢献に関する提案事項
- ② 入札参加希望者が提出した技術提案の審査の結果、当該技術提案が採用されない場合がある。
- ③ 入札参加希望者が提出した技術提案が採用されることが当該対象工事の入札参加条件となる。
- ④ 提出を受けた技術提案書が発注仕様書等の条件に合っていない場合等においては、照会・確認の上、再提出を求める場合がある。
- ⑤ 受注者が提出した技術提案を発注者が採用することにより、設計及び工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- ⑥ 技術提案が採用された後における技術提案の内容の変更は、認めない。ただし、発注者の同意があればこの限りではない。

（６） その他

- ① 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出書類は、本組合において無断で目的外使用をすることはない。
- ③ 提出書類は、返却しない。

3. 入札参加確認通知

入札参加の可否は、令和5年11月17日までに書面により通知する。

4. 入札参加できないと決定した者に対する理由の説明

- ① 入札参加できないと決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。
- ② 入札参加できないと決定された理由の説明を求める場合には、令和5年11月24日までに書面（様式は自由）を提出して行わなければならない。【確認通知後2週間】
- ③ 書面は、郵送又はFAXによるものとする。
- ④ 説明を求められたときは、令和5年11月28日までに説明を求めた者に対し書面により回答を郵送する。
- ⑤ 入札参加できないと決定された理由の説明を求める書面の提出先は、香南清掃事務局とする。

第3章 落札者等決定

1. 現場説明会の実施

現地説明会参加を希望する者は、令和5年9月29日正午までに現地説明会参加申請書をFAXにて提出すること。FAXを送信した場合は、組合事務局へ到着確認の電話をすること。

- ① 送信先
香南清掃組合 事務局
FAX：088-863-7861
- ② 現地説明会日時
後日、日時は調整の上、連絡する。

2. 発注仕様書等に関する質問及び回答

発注仕様書等に関する質問がある場合には、次のとおり質問書を用いて提出すること。また、質問書の提出は、郵送またはFAXによるものとする。FAXを送信した場合は、組合事務局へ到着確認の電話をすること。

- ① 受付場所
香南清掃組合 事務局
FAX：088-863-7861
- ② 期間
令和5年9月19日から令和5年10月13日
- ③ 回答日時
令和5年10月20日

3. 入札の提出日時及び提出場所

- ① 入札日時
令和5年12月5日午前10時
- ② 入札場所
香南清掃組合 2階会議室
※ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

4. 工事費内訳書の提示

- ① 入札時に入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- ② 工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、商号又は名称、代表者名及び工事名を記載するとともに、押印すること。
- ③ 工事費内訳書は返却しない。

- ④ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- ⑤ 提出された工事費内訳書について、本組合が説明を求めることがある。

5. 開札の日時及び場所

- ① 開札場所
香南清掃組合 2階会議室
- ② 開札日時
令和5年12月5日 入札終了後
- ③ 入札者又はその代理人が開札に立ち会うこと。

6. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 金額の記載がない入札
- ② 法令又は入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反している入札
- ③ 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- ④ 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
- ⑤ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- ⑥ 入札参加資格のない者、入札参加条件に反した者（入札参加の確認を受けた者で、その後入札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- ⑦ 委任状を提出していない代理人がした入札
- ⑧ この説明書に提示した予定価格に110分の100を乗じて得た額を上回る金額の入札
- ⑨ この説明書に提示した最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る金額の入札

7. 落札者の決定

地方自治法第234条第3項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低制限価格を設けない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. 入札の辞退

入札参加の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、自由に入札を辞退することができる。

なお、入札の辞退を理由に、本組合において、いかなる不利益な取扱いもしない。

9. その他

- ① 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 入札参加者は、入札心得及び発注仕様書等を熟読し、入札心得を遵守すること。
- ③ 契約書の作成を要する。
- ④ 落札者は、配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- ⑤ 落札者は、契約の締結に当たって、建設工事請負契約約款第48条の3第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人としなないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

以上